

## 分担金表

新座市水道事業給水条例第5条関係（一給水装置につき）

水道メータ一口径	分担金額（税込）	2年以上新座市に居住して、新規 にメーターを取付する場合※
13mm	132,000円	88,000円
20mm	231,000円	132,000円
25mm	462,000円	※2年以上前から現在まで新座市 に居住していて、過去にメーター 権利を取得したことがない方が対 象。
30mm	792,000円	
40mm	1,606,000円	
50mm	3,201,000円	
75mm	9,064,000円	
100mm	17,820,000円	
150mm以上	が道メーターの断面積及び流量等基準と して市長が別に定める	

## 手数料表

新座市水道事業給水条例第28条関係

区分	種類	単位	金額（非課税）
設計審査手数料	口径25mmまで		1,500円
	口径30mm~50mmまで	1件	3,000円
	口径50mmを超えるもの		5,000円
工事検査手数料	口径25mmまで		2,000円
	口径30mm~50mmまで	1件	4,000円
	口径50mmを超えるもの		8,000円
新設	口径25mmまで		1,000円
	口径30mm~50mmまで	1件	1,500円
改造	口径50mmを超えるもの		2,000円

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管管理係  
TEL 048-477-5798 (直通)

連合管から分岐する戸数の標準は、次のとおりである  
が、連合管の水圧等も考慮し決定すること。

連合管	メータ一口径	分岐戸数
φ25		4戸まで
φ30	13mm	7戸まで
φ40		14戸まで
φ50		25戸まで

連合管	メータ一口径	分岐戸数
φ25		2戸まで
φ30	20mm	4戸まで
φ40		8戸まで
φ50		15戸まで

## 特殊集団住宅取扱負担金

新座市水道事業特殊集団住宅取扱いに関する特別措置規定第6条関係  
受水槽式給水方法を採用する中高層建築住戸に對する、特殊集団住宅取扱負担金の算  
出方法は、受水槽の容量に1立方メートルあたり29,000円を乗じた額  
※特殊集団住宅取扱負担金には、消費税が加算されます。